

2012年11月11日堀部政男情報法研究会シンポジウム資料

EU一般データ保護規則提案の 動向と日本への影響

筑波大学図書館情報メディア系
准教授 石井夏生利

1

欧州調査(2012年10月11日～18日)

- 欧州議会事務局(経済科学政策部局)
- 欧州委員会司法総局
- 欧州委員会通信総局
- 英国情報コミッショナー
- 欧州理事会事務局(刑事協力・基本権課)
- 欧州データ保護監察官事務所
- 加盟国常駐代表部
- リンクレーター法律事務所

2

欧州議会

- Reforming the Data Protection Package
- 競争力の拡大、市場活性化
- 27カ国の法制度の統一
- 定義の明確化
- 忘れられる権利
- 十分性
- 委任立法
- ハードローとソフトロー
- プライバシー意識
- 電子通信プライバシー指令の改正

3

欧州委員会司法総局

- 規則の厳格さ(への否定)
- 制定時期
- 忘れられる権利
“ reasonable measure ” “ something must be done ”
- 委任立法
- CBPR(Cross Border Privacy Rules)
- 通知制度の廃止と管理費(administrative cost)の削減
- セーフハーバーの位置づけ
- 独立性
- 2%の制裁金

4

欧州委員会通信総局(電子通信プライバシー指令)

- プライバシーと個人データ
- 同じ基準(the same)、同等性(equivalent)、十分性(adequacy)
- Do Not Trackと通信の秘密(5条3項)
- 規則提案の「24時間以内」と指令の「遅滞なく」
- クッキーの利用とオプトイン・オプトアウト
- 通信の秘密の越境的執行
- 明示的同意と黙示的同意
- 指令に基づく立法化の不整備
- 電子通信プライバシー指令の改正

5

英国情報コミッショナー

- ICO(Information Commissioner's Office)の現状
- 個人データの範囲
- プライバシーと個人データの関係
- 同意
- 規則提案に対する問題意識
 - ✓通知制度の廃止によるICOへの影響
 - ✓データ侵害通知の費用効率性
 - ✓データ保護オフィサー
 - ✓制裁金
 - ✓忘れられる権利
 - ✓域外適用
 - ✓セーフハーバー

6

欧州理事会

- 専門家会合の検討状況
- 欧州委員会の真の意図
- 個人情報とプライバシー
- 2014年5月の採択(ほぼ不可能)
- 指令提案
- 改正の必要性和詳細部分の問題
 - ✓管理上の負担
 - ✓域外適用、セーフハーバー
 - ✓データ侵害通知の「24時間」
 - ✓適用範囲(個人識別性、家庭内利用、公的機関)
 - ✓忘れられる権利(の幻想)
 - ✓100%の確実性

7

欧州データ保護監察官事務所

- EDPS(European Data Protection Supervisor)
- データ保護パッケージ
- 効果的法執行とリソースの必要性
- 本質的要素としてのDPA(Data Protection Authority)とその独立性
- 域外適用規定の歓迎
- 第三国への執行の方法
- 委任立法
- 同等性と十分性

8

加盟国代表部

- 3つの問題
 - ✓委任立法
 - ✓管理上の負担
 - ✓加盟国の国内ルール
- 通知義務の廃止と管理上の負担軽減
- 個人データ概念の広範性
- 明示的な同意への変更理由
- 忘れられる権利:大幅修正の予測
- 域外適用と第三国への執行
- 欧州委員会の真の意図

9

リンクレーター法律事務所

- 十分性の利点・欠点
- 標準契約条項、モデル契約、BCR(リソースの問題)
- 個人識別性
- 管理者と処理者
- 委任立法
- 「忘れられる権利」の誤り
- 制裁金への懸念
- DPA の必要性
- 域外適用・法執行の実現可能性
- 規則提案自体への反対意見
- 指令提案の改正の困難性

10

所感

- 関係者における見解の相違(特に司法総局とそれ以外) ※監察官事務所は規則提案を歓迎。
- 日本の観点との違い
- 欧州委員会の真の意図
- 第三国への法執行の実現可能性
- 管理上の負担
- “one stop shop”
- セクトラルベースの十分性とマイナンバー法